

四日市市告示第 516 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成30年 10月 23日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	茂福7号線	大字茂福字横座732-1 大字茂福字横座732-1	4.0	18.4	NO.1
2	山城4号線	朝明町字東山2527-65 朝明町字東山2527-65	5.0	48.3	NO.2
3	松寺11号線	松寺三丁目9-1 松寺三丁目9-4	4.6	18.5	NO.3